



広報 那須

2月号
No.738
2021年(令和3年)

コロナに負けない! 心は一つ!



自分・家族・社会を守るために、警戒心を緩めることなく、町民と行政が一丸となり感染拡大防止に努めましょう!

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目 次

タウントピックス	2
特集～まちづくり懇談会～	4
子育て・ほけんだより	16
生涯学習だより	18
図書館だより	22
タウンinformation	23
みんなの広場	25
カメラスケッチ	26
那須平成の森だより	30

新型コロナウイルス

栃木県内全域「緊急事態宣言」発令中 不要不急の外出は控えましょう！

■期 間：1月14日（木）～2月7日（日）

（状況により延長される場合があります）

■内 容：①外出自粛の要請

（日用品の買い物、通勤・通学・通院等を除く）

②営業時間の短縮 ③イベント等の開催制限

新型コロナウイルス感染症患者の急増を受け、国は、栃木県を対象とする緊急事態宣言を発令しました。県知事から感染拡大を食い止めるため、不要不急の外出自粛が要請されています。また、一部の施設に営業時間短縮の要請が出されています。（1月29日現在）

貸館など町公共施設の利用については、緊急事態宣言発令中は、休館・休場としています。また、感染状況が落ち着くまで当面の間、利用予約の受付も休止しています。
※各施設の詳しい状況は、町ホームページ（左コード）をご覧になるか、それぞれの施設にお問い合わせください。



町公共施設の休館・休場 (役場・支所以外)



県内の飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店、バーやカラオケボックスなどの遊興施設等に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとするよう要請しています。その他、集会場、運動施設、図書館などにも、営業時間を午後8時までとするよう協力を依頼しています。

営業時間短縮の要請

発熱時 まずはかかりつけ医に電話でご相談ください

発熱等の症状が出た場合は、落ち着いてまず、かかりつけ医に必ず電話で相談しましょう。

症状：発熱やせき、息苦しさ、倦怠感(だるさ)、味覚異常など



必ず電話で相談

かかりつけ医・身近な医療機関

●対応できる場合
診察・検査

●対応できない場合
相談を受けた医療機関
が診察・検査ができる
医療機関を紹介します。

かかりつけ医がいない方や夜間など
どこに電話してよいか迷った場合



受診相談センター

☎ 0570-052-092

※24時間対応（土日祝を含む）





コロナに負けない! (心)は一つ

2月号の表紙は那須高原保育園めろん組の皆さんに協力していただきました。
(表紙シリーズをお休みしました)

栃木県LINE公式アカウント 「栃木県-新型コロナ対策パーソナルサポート」



スマートフォンから登録することで、感染症予防対策や、患者発生状況等の情報が届きます。

感染症予防「5つの場面」に注意しましょう

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤仕事で休憩時間に入った時など居場所の切り替わり



新型コロナとの闘いを乗り越える「オールとちぎ宣言」

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動につながり、さらなる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さんと一緒に、大切な人やくらしを守るために、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていくことをここに宣言します。

- 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康やくらしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくります！
- 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- 県民の皆さんとともに、互いの立場を思いやる心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

人権相談

～ひとりで悩まずご相談ください～

法務省の人権擁護機関では、不当な差別や偏見に関するさまざまな人権問題の相談を電話やインターネットで受け付けています。

■相談

○みんなの人権110番
☎ 0570-003-110

○子どもの人権110番
☎ 0120-007-110

○女性の人権ホットライン
☎ 0570-070-810

○インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp>



■受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

感染症予防対策のためのごみの捨て方

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症予防対策のため、家庭などからごみを出すときは次のことを心がけましょう。また、皆さんが出したごみを扱う廃棄物処理業者にとっての感染症予防対策としても有効となります。

- マスクや鼻水等が付着したティッシュ等のごみは、直接触れがないよう小分けの袋に入れてしづらり、ごみ袋(※)に入れましょう。また、ごみ袋もしづかりしづらり、封をしましょう。
- ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
収集車での破裂を防止できます。
- ごみを捨てた後はしっかり手を洗いましょう。



※家庭のごみは指定ごみ袋です。

■問合せ 環境課環境衛生係 ☎ 72-6916

まちづくり懇談会を開催しました

町民の皆さん意見や提案を町政運営に反映させるため、書面と電子メールによる「まちづくり懇談会」を開催しました。地域が抱える課題だけではなく、新型コロナウイルスに関することや、第7次振興計画後期基本計画に盛り込むべき政策など、24名と1団体から計82件の意見等が提出されました。主な意見や提案をお知らせします。



道の駅「那須高原友愛の森」の直売所



町内の別荘を活用した「お試しサテライトオフィス」

新型コロナウイルス感染症

意見等 各事業で新型コロナ感染症対策を盛り込んだ計画が必要になると考える。また、新型コロナに対する町民の意識が高まるよう、町を挙げて取り組んでほしい。医療従事者の方と一般の方とのウイルスに対する危機感に温度差があると思う。

保健福祉課 新型コロナウイルス感染症対策については、町新型インフルエンザ等対策マニュアルにより対応しているほか、県の基本的対処方針に基づき実施しています。また、各事業では国の示す業種別ガイドラインにより感染防止対策を講じています。今後も町民や事業者の皆さまに対し町広報紙やホームページ等で情報発信に努めます。

テレワーク

意見等 新型コロナの影響によりテレワークが注目されている。企業等を町に誘致するチャンス

ではないか。企業、個人への情報発信と相談、アドバイスをするセクションを作る必要があるのではないか。企業、個人への情報

企画財政課・ふるさと定住課

町では、テレワーク関連の事業を新たな企業誘致や定住促進施策の一つと考えており、ふるさと定住課が所管となり事業に取り組んでいます。現在は、町の空き家バンクに登録されている物件を利用した「お試しサテライトオフィス（写真上右）」を設置しており、今後もサテライトオフィス等の誘致事業を進めていきたいと考えています。また、県等とも連携し情報発信にも努めます。

企業誘致

意見等 企業誘致はこれまで成功していない。今後も施策とするのであれば、就業者の増加などの目標を掲げて本気で取り組むことが必須であると考える。

企画財政課 工場等の企業誘致については、町は首都圏から少し離れているため、企業ニーズにマッチしない場合が多く苦慮しています。しかし、就業の場の確保や町内の産業構造の多角化による地域経済の安定化のためには企業誘致は必要であるため、継続して取り組みたいと考えています。

これらの支援内容を周知し、町民の皆さんのが活用できるよう連携していきたいと考えています。

福祉タクシー券

意見等 独居高齢者には運転免許があつても福祉タクシー券が配布されるが、同居家族のいる高齢者には配布されないと聞いたがなぜか。同居家族がいても日常中は仕事などで不在にしていることが多い。同居家族のいる高齢者にもタクシー券の配布を検討してほしい。

保健福祉課 75歳未満の同居者がいる世帯は、交通手段が確保できる場合が多いため対象としていません。一方で、最近は同居する家族が車を運転しないなど、家庭状況がさまざまため、今後はそうした状況等も調査・検討したいと考えています。

通院・買い物などの支援

意見等 免許を返納しようと思うが、病院に行くために運転しながら、直売所をもつと広く、ふるさと物産センターと一緒にまとめた方が一度に見て買うことができ、来訪者にとつては便利で快適な空間になると思う。

道の駅「那須高原友愛の森」

意見等 直売所の通路が狭い（写真上左）。また、季節や収穫時期により偏ることもあるとは思うが、商品が同じ種類の農産品ばかりなど、少し工夫が必要だと感じる。陳列の仕方も品目別に並べた方が客にとって見比べやすくなると思う。せっかく広大な面積を有しているのだから、直売所をもつと広く、ふるさと物産センターと一緒にまとめた方が一度に見て買うことができ、来訪者にとつては便利で快適な空間になると思う。

道の駅「那須高原友愛の森」

不安がある。那須塩原市で行っているような運転支援や通院支援、買い物支援等の生活支援を手頃な値段で受けられるようにしてほしい。

保健福祉課 高齢者の移動支援や通院支援、生活支援については、町内でもNPO法人や会員登録制の有償ボランティアが活動しています。

これらの支援内容を周知し、町民の皆さんのが活用できるよう連携していきたいと考えています。

2021年3月マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります！



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能



まずは必要なものをチェック！

- ①申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ②マイナンバーカード読み取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、
マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

スマホからの
アクセスは
こちら！



STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の
「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

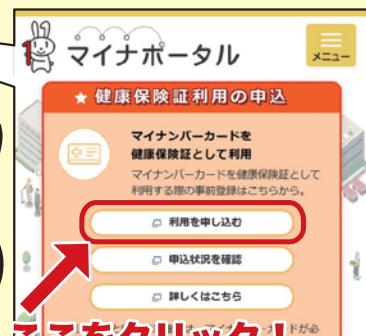
- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを
スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを
押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



ここをクリック！

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マ イ ナ バー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～18時30分



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

● 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



**マイナンバーカードの
申請はお早めに！**

● 2021年3月 (予定) から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年10月 (予定) から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に



● 2021年分所得税の確定申告 (予定) から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力する
ことが可能に

■問合せ

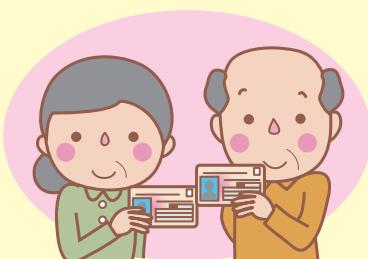
○国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証をお持ちの方

住民生活課医療保険係 ☎ 72-6909

※上記以外の方は加入保険窓口へお問い合わせください。

○マイナンバーカードの発行に関するこ

住民生活課戸籍住民係 ☎ 72-6908



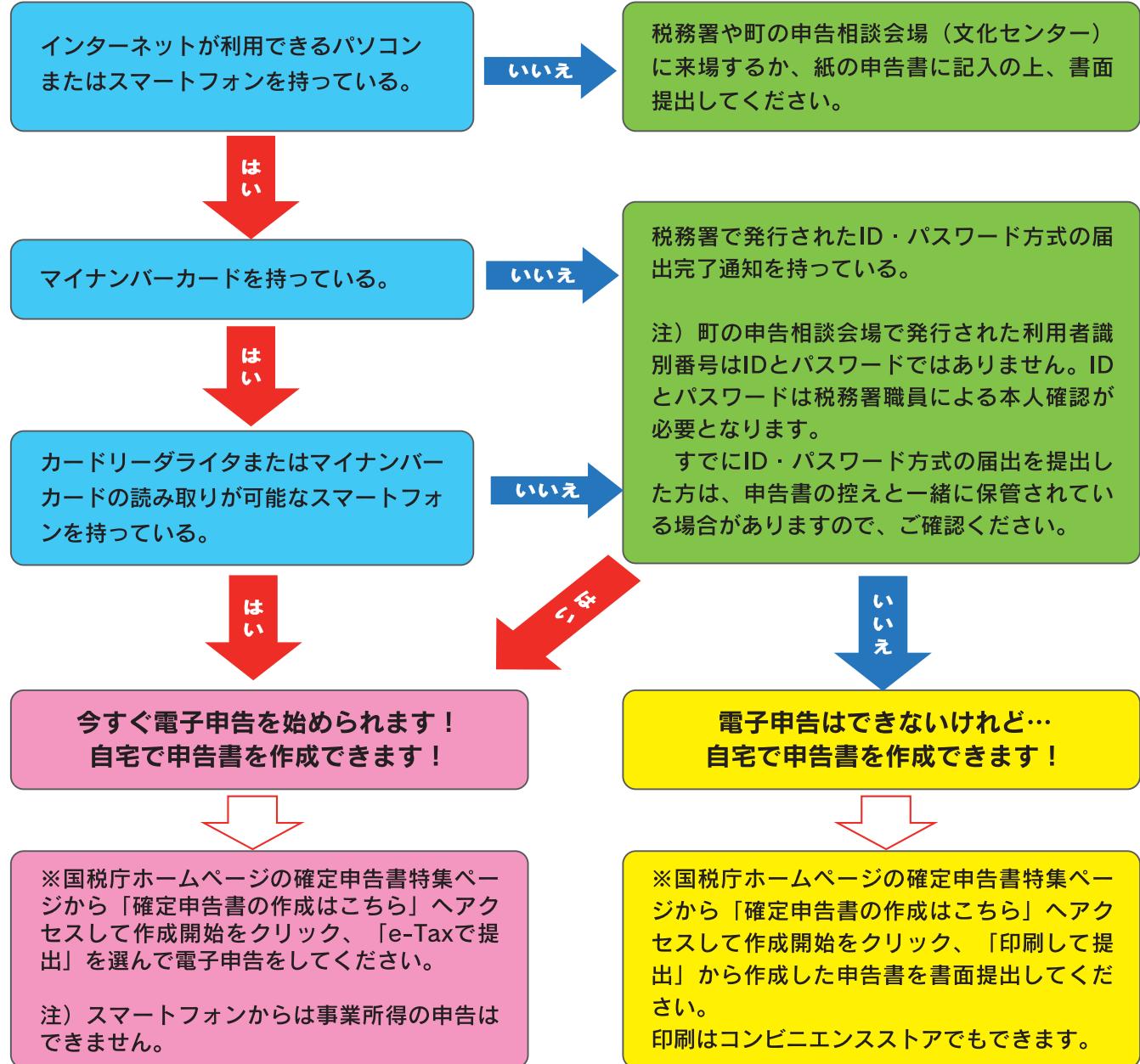
誰でも簡単!! 自宅で確定申告をしてみよう!

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために、確定申告会場では感染拡大防止策を行っていますが、混雑を極力避けるためパソコンやスマートフォンをお持ちの方は、自宅で確定申告を済ませることができますのでぜひご利用ください。

下の簡易フローチャートで自宅で確定申告ができるかどうかを確認してみましょう。



スタート



検索してアクセス

or 読み取ってアクセス

iPhoneの方

Android™の方

確定申告

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

■問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903



国税庁ホームページ
申告書の作成はこち
らから！

(推奨ブラウザ)



国税庁の確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額や情報を入力するだけで申告書が作成できます。

一度確定申告書作成コーナーで申告書を作成しデータの保存をすると、次回以降の申告書の作成もスムーズです。

注）パソコンやスマートフォンには推奨環境があります。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

マイナポイントの手続きはお済みですか？

マイナポイント事業とは？

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、キャッシュレス決済サービス（以下「決済サービス」）でのチャージや買い物をすると、国（総務省）からマイナポイントが付与される事業です。

※事業の期間延長により、令和3年3月末までにマイナンバーカードを申請した方は、令和3年9月末までにマイナポイントの申込みと決済サービスの利用でマイナポイントを取得できます。

どのくらい付与されるの？

1人につき還元率は25%で、20,000円分のチャージやお買い物に対して上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

自宅でマイナポイントの予約・申込みができます！（スマホで簡単3つのステップ）

ステップ1 マイナンバーカードを取得

ステップ2 マイナポイントを予約
(予約者数が予算の上限に達したときには予約を締め切る場合があります)

手順1（予約）

マイナポイントアプリをダウンロード

手順2（予約）

アプリの案内に沿ってマイナンバーカードを読み取り

手順3（予約）

マイナンバーカードで設定した4桁の暗証番号を入力



ステップ3 マイナポイントの申込み・付与

手順1（申込み）

マイナポイントアプリを起動し「マイナポイントの申込み」をタップ。好きな決済サービスを選んでください。

手順2（付与）

選択した決済サービスでチャージorお買い物

手順3（付与）

選択した決済サービスのポイントとしてマイナポイントが付与されます。

マイナポイント手続き窓口のご案内

〈那須町役場の支援窓口をご利用になる場合のお願い〉（令和3年3月末まで開設）

- ・マイナポイントを申し込む決済サービスをあらかじめ決めた上でご来庁ください。
- ・決済サービスを利用するため必要な手続き（例：決済サービスアプリのダウンロード、アカウントの設定等）を事前に行った上でご来庁ください。

※「決済サービスID」と「セキュリティコード」もご確認ください。

〈下記については各決済サービス事業者にご確認ください〉（町の支援窓口では対応できません）

- ・楽天ペイ（アプリ決済）等、マイナポイント予約・申込みの手続きがアプリのみで可能な場合
- ・ポイントの付与確認
- ・マイナポイントの受取手続きが必要な決済サービス
例：イオンカード、WAON、PASMO、nanaco 等）

〈その他の留意点〉

スマートフォンの場合、マイナポイントアプリに対応している機種かをご確認ください。

〈マイナポイント支援窓口〉（令和3年3月末まで開設）

■場所 本庁1階町民ホール ■時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

■持ち物 マイナンバーカード（4桁の暗証番号が必要です）、決済サービスのカード等

詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント



■問合せ 企画財政課総合政策係 ☎72-6906

おめでとうございます！統計調査功労者表彰

統計調査員として、長年、統計の普及と発展に尽力された功績に対して、町から5名の方が受賞されました。

石山 一男さん（那須高原）

総務大臣表彰（2019年度経済センサス基礎調査）



齊藤 幸男さん（大谷農業センサス）
農林水産大臣表彰（2020年農業センサス）



森 明美さん（下町）

経済産業大臣表彰（構造統計調査）



藤田 一則さん（綱子）

栃木県統計協会名誉会長表彰



薄井 大夫さん（梁瀬）

農林水産大臣表彰（2020年農業センサス）



▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎(72)6906

地域循環共生圏を考える

12月25日、環境省主催の北那須地域の地域循環共生圏セミナー

「北那須地域における地域循環共生圏コトハジメ」が那須高原ビジターセンターで開催され、那須町、那須塩原市、大田原市の職員や関係者ら約40人が参加しました。

第一部では、環境省自然環境局

宏氏が「ゆけむり地域循環共生圏のススメ」を題に、地域にある資源の価値を見直し、しっかりと利用することで、地域全体を活性化させることが大切と講演しました。

第二部では、大田原市の津久井市長が地域住民の生活向上のため実施した「地域公共交通の再編」について話し、那須塩原市の渡辺市長が持続可能なまちの構築に向けて、地域で再生可能エネルギーを生み出し、活用する「那須野が原グリーンプロジェクト」について話しました。また、町企画財政課の大沼課長が地方創生と移住促進に向けた取り組みとして、「人々の生活を都市と地方の両方の良さを活かして働く・暮らす・楽しむスタイルに変える『リビングシフト』の候補地として、那須エリアは最適な場所である」と話し、町が実施している「お試しサテライト」

トオフィス」について紹介しました。
第3部のミニワークショップでは、「那須地域の地域循環共生圏を仮想する」をテーマに、職員と関係者らがグループに分かれ、地域にある資源（温泉、自然、歴史、観光施設等）、地域の中でもっと増やしたいもの（若者、子ども、スポーツ施設等）、もっと減らしたいもの（空き家、渋滞等）を出し合い、地域循環共生圏にどのような関わるかを考えました。

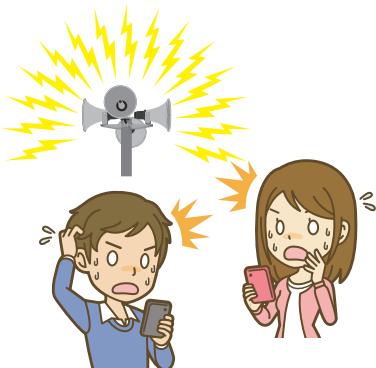
最後に平山町長が「近年多発する自然災害は、地球温暖化が大きな要因であるとされており、そのような背景のもとで提唱される『地域循環共生圏』は、那須地域にとって新たな価値を生み出すキーワードです。この講演とワークショップは、職員、関係者にとって、とても貴重で有意義なものになったと思います」と述べ、セミナーを閉じました。



第3部ミニワークショップ
「那須地域の地域循環共生圏を仮想する」

2/17(水)
午前11時頃

Jアラート全国一斉情報伝達試験を実施します



問合せ
総務課
☎ 72-6902

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

○那須町安全安心メール
「これは、Jアラートのテスト
です」

- ・これはJJアラートのテストです」
（3回）
- ・「こちらは、防災那須町役場で
す」（1回）

2月17日(水)午前11時頃
放送内容

▲実施日時

備え、次のとおり情報伝達試験を実施します。

この試験は、全国瞬時警報システム（ジアラート）を用いた試験で、防災行政無線と那須町安全部心メールで情報配信します。

防災のワンポイント

- 油やカセツトコンロなどの器具
- 湯たんぽや毛布などの防寒具
- 雪道対策（スタッドレスタイルやチエーンなど）

地域の皆さんに火災予防の意識をより強く持つていただくことで

**春季火災予防運動を
実施します**

ぐことを目的に、春季火災予防運動（3月1日～7日）を実施します。期間中は、消防車両が町内を広報巡回します。

（大田原市、那須塩原市、那須町）の火災は、89件発生しました。その内3月は、15件発生しております。出火原因の多くは、火の不始末です。日常での不注意が原因で火災が多く発生しています。火の取り扱いには十分注意してください。

▼問合せ
那須清
1215

▼問合せ 那須消防署

1

A firefighter in full protective gear, including a helmet and oxygen tank, is kneeling on the floor of a smoky building, holding a hose. Other firefighters are visible in the background.

火災訓練の様子

⑪ 広島県那須 2021(B3)2月号 タウントピックス